

## 支援応募に当たっての留意事項

### ■ 勤務環境改善への取組主体は医療機関です。

- ◇ 本支援の目的は、「支援を受けた医療機関が、その後、自主的に勤務環境改善に取り組める環境を整備すること」です。
- ◇ 取組主体は医療機関自身であり、アドバイザーは補佐的な立場です。「アドバイザーがすべてやってくれる」という「受け身の姿勢」ではなく、医療機関が自主的に考え、積極的に行動してください。
- ◇ 本支援の趣旨を踏まえ、毎年度応募のある医療機関に対しては、医療機関における取組が恒常的なものとならないよう、これまでの支援を踏まえた取組状況の確認をさせていただく場合があります。(場合によっては支援に応じかねることがありますので、御了承ください。)

### ■ 応募について、組織として意思決定してください。

- ◇ 管理者が本取組について十分な理解をしていないと、効果的な取組となりません。**必ず管理者の意向を確認**してください。
- ◇ 職員に対しては、取組の経緯や目的について丁寧に説明し、組織的な取組であることの十分な理解を得てください。

### ■ 支援終了後は、医療機関独自に勤務環境改善に取り組んでください。

- ◇ 東京都の支援は「勤務環境改善に取り組むきっかけづくり」であり、課題の把握や改善計画の策定がゴールではありません。「勤務環境改善マネジメントシステム」を参考に、できることから実行してください。
- ◇ 取組に当たっては、東京都医療勤務環境改善支援センターの「随時相談（専門家による無料電話）」を御活用ください。

社会保険労務士・医業経営コンサルタントによる電話相談窓口

**0 3 - 6 2 7 2 - 9 3 4 5**

**【受付時間】**平日9時30分から17時30分まで

**【受付場所】**公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会内

### ■ 以下について、御協力をお願いいたします。

- ◇ 東京都による取組内容のヒアリング（支援終了後の経過調査も含む）
  - ◇ 事例集への取組事例の掲載
  - ◇ 研修会等での取組事例の発表
- ※他医療機関への情報提供について御協力をお願いいたします（医療機関名の公表等については、適宜御相談いたします。）。

### ■ 本事業は、東京都の委託事業です。

- ◇ いわゆる「顧問契約に基づく支援」とは異なり行政としての支援であることから、相談内容によっては支援に応じかねることがありますので、御了承ください。